

# 国立大学法人岐阜大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱細則

平成19年10月1日

細則第89号

## (目的)

第1条 国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この細則において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

## (取引停止の措置)

第3条 会計事務統括責任者は、本学と購入等契約を行おうとする者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの細則の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

## (取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

## (指名等の取り消し)

第5条 会計事務統括責任者は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

## (取引停止期間中の下請等)

第6条 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではないものとする。

## (警告又は注意の喚起)

第7条 会計事務統括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1. 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）に係る手続きにおいて、「競争参加者の資格に関する公示」により各省庁の全調達機関において有効な一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書，一般競争（指名競争）参加資格確認申請資料その他提出資料に虚偽の記載をし，契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2. 本学発注契約の履行に当たり，重大な過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） 3. 本学発注契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり，過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において，瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内  当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(契約違反) 4. 本学発注契約の履行に当たり，契約に違反し，契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
(安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故) 5. 本学発注契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6. 一般契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害を与えた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内  当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(安全管理の措置が不適切により生じた履行関係者事故) 7. 本学発注契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8. 一般契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内  当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

<p>(贈賄)</p> <p>9. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>10. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11. 本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>12. 公共機関発注の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、本学発注契約において、刑法第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>14. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、公共機関発注の購入等契約に関し、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>16. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>